

1993年改訂  
国民経済計算の体系

SYSTEM OF NATIONAL ACCOUNTS 1993

下 卷

欧州共同体委員会  
国際通貨基金  
経済協力開発機構  
国際連合  
世界銀行

平成7年3月

経済企画庁経済研究所

国民所得部

## 付録Ⅲ 間接的に計測される金融仲介サービス (F I S I M)

1. 「体系」は、金融仲介機関によって供給される、明示的に料金を課されることのないサービスの価額を推計する単独の方法を勧告する。そのサービスは、間接的に計測される金融仲介サービス (F I S I M) として知られているものである。しかしながら、F I S I Mの利用者への配分に関しては、2つの代替的な方法が「体系」内で許容されている。すなわち、F I S I Mは、一国経済の産業および部門に配分してもよいし、一括して名目産業・部門に配分してもよい。この付録の目的は、本マニュアルの他の表に含まれる情報によりながら手を入れた例によって、F I S I Mの配分に関する代替的方法について述べ、勘定表章へのその帰結を示すことである。

## 1. F I S I Mの価値

2. 利子が、居住者である金融仲介機関に対して、あるいは海外に対して借り手によって支払われ、居住者である金融仲介機関から、あるいは海外から貸し手に対して支払われると考える。この付録の表A.Ⅲ.1の最初の部分で与えられたデータは、関連するフローの設例である。F I S I Mの価値は、金融仲介機関の受取財産所得から金融仲介機関の支払利子を差し引いた額として計算される。この設例においては、利子以外のすべての財産所得は、その自己資金から稼得され、すべての利子はそれ自身の資金によって得られたものではないということを前提する。したがって、金融機関のF I S I Mの価値は、受取利子(125) マイナス支払利子(77) すなわち48となる。
3. この例では、居住者単位によるすべての金融仲介が法人金融機関によって実行されるということを仮定する。理論的には、非法人企業が金融仲介を行なうことも可能であるが、この産出の量は、法人金融機関によって行なわれるものと比べて相対的に小さいものと思われるからである。
4. もしF I S I Mを当該経済の産業と部門とに配分するのであれば、配分はまた非居住の貸し手と借り手にもなされるべきである。その配分類は、同時に海外勘定におけるF I S I Mの輸出としてあらわれる。同様に、F I S I M要素を居住者である貸し手と借り手による非居住の金融機関への支払いとして示すべきである。同時に、これらの要素は海外勘定にF

I S I Mの輸入としてあらわれるはずである。非居住金融仲介機関との間で行なわれる利子支払いおよび受け取りと関連したF I S I Mの価値は、非居住者からの借り入れと非居住者への貸し出しを含む非居住仲介機関によるすべての利子取引を総体として捉える情報が利用可能でないことから、直接に計算できるものではない。もし制度単位別にF I S I Mの配分を行なうのなら、輸入F I S I Mの推計を別個に行なうべきである。F I S I Mを名目部門だけに配分するのであれば、輸入F I S I Mを推計することは不必要となる。

## 2. F I S I Mの制度部門への配分

5. 仮にF I S I Mの料金が明示的に請求されるとすれば必要とされる額よりも高い利子を支払う借り手によって、F I S I Mが暗黙のうちに支払われていること、F I S I Mの料金が明示的に請求されるとすれば必要とされる額よりも低い利子を受け取る貸し手によって、F I S I Mが暗黙のうちに支払われていることを仮定する。部門別に、産業別にF I S I Mを配分することの目的は、このサービスの購入を明示的に確認することと、それを支出を負担する部門にしたがって中間消費か最終消費支出か輸出かに分類することである。
6. F I S I Mの部門別配分の第一のステップは、居住仲介機関による収入F I S I Mの額のうち、借り手の支払い額と貸し手の支払い額とを決定することである。この設例では、借り手が19、貸し手が29(合計48)支払うということを仮定する。この額は居住金融仲介機関からの借り入れとそれへの貸し出しをするすべての制度単位に配分されなければならない。この例においては、たとえば家計部門との取引が一般政府との類似の取引よりもコストが高くつくということを仮定するため、様々なカテゴリーの借り手と貸し手に適用される利率が異なることを前提とする。海外への支払利子(20)と海外からの受取利子(3)とに関連して獲得したF I S I Mの価値は2になり、借り手にのみ関連するものとみなす。表A.Ⅲ.1の第2の部分は借り手部門と貸し手部門の双方へのF I S I Mの配分を示す。
7. 表A.Ⅲ.1の第3の部分は、支払利子および受取利

表A.Ⅲ.1. F I S I Mの部門配分に伴う計算

使途

源泉

	S.2 海外	S.1 一 国 経 済	S.15 対 家 計 非 営 利 団 体	S.14 家 計	S.13 一 般 政 府	S.12 金 融 機 関	S.11 非 金 融 法 人 企 業	取引とバランス項目	S.11 非 金 融 法 人 企 業	S.12 金 融 機 関	S.13 一 般 政 府	S.14 家 計	S.15 対 家 計 非 営 利 団 体	S.1 一 国 経 済	S.2 海 外	合計
合計	125	112	7	17	22	0	66	借り手から金融機関へ支払われた利子	66	0	22	17	7	112	13	125
17		17			17			借り手から海外へ支払われた利子						17		17
77		77				77		金融機関から貸し手へ支払われた利子		77				77		77
3	3							海外から貸し手へ支払われた利子							3	3
222	16	206	7	17	39	77	66	現実利子支払	66	77	39	17	7	206	16	222
19	3	16	1	3	2	0	10	借り手から金融機関へ支払われたサービス料	10	0	2	3	1	16	3	19
2		2			2			借り手から海外へ支払われたサービス料			2			2		2
29	1	28	2	16	2	0	8	貸し手から金融機関へ支払われたサービス料	8	0	2	16	2	28	1	29
0		0					0	貸し手から海外へ支払われたサービス料	0					0		0
106	10	96	6	14	20	0	56	借り手から金融機関へ支払われたサービス料を除く利子	56	0	20	14	6	96	10	106
15		15			15			借り手から海外へ支払われたサービス料を除く利子			15			15		15
106		106				106		貸し手から金融機関へ支払われたサービス料を含む金融機関から貸し手に支払われた利子		106				106		106
3	3	0					0	貸し手から海外へ支払われたサービス料を含む海外から貸し手に支払われた利子	0					3	3	3
230	13	217	6	14	35	106	56	F I S I Mの配分を行なう場合の利子の支払い	56	106	35	14	6	217	13	230
								サービス料の支出の属性								
								輸入								2
								産出								57
27		27	3	0	6	0	18	中間消費		0	6	0	3	27		
28		28	3	19	6			最終消費			6			28		
4	4							輸出						4		
59	4	55	6	19	12	0	18	合計	18	0	12	19	6	55	4	59

子を、借り手により現実に支払われる利子からF I S I Mを差し引き、貸し手によって現実に受け取られる利子にF I S I Mを加えたものとして示している。居住金融仲介機関の受取利子の額は、(金融仲介の) 定義によってその支払利子の額と等しい。第1次所得の配分勘定の「利子」項目にあらわれるのは、このような受取利子と支払利子である。

8. 居住金融仲介機関によって生産されるF I S I Mの価額は、産出(価額 48)であり、海外からもたらされたもの(価額 2)が輸入としてある。したがって、F I S I Mの全供給は、50である。
9. 非居住の借り手(価額 3)と貸し手(価額 1)によって居住金融仲介機関に支払ったF I S I Mは、輸出(合計値 4)である。非金融法人企業(価額 18)、対家計非営利団体(価額 3)と一般政府(価額 6)による支払いは、中間消費である。この設例では、F I S I Mが金融仲介機関自身によって消費

されることはないが、銀行間の貸し出しは金融機関へゼロでないF I S I Mの配分をもたらす可能性がある。さらに、家計によって支払われる利子は、その生産活動に関して支払われるものではなく、そのF I S I Mの消費(価額 19)は最終消費支出として取り扱われることを仮定する。

10. ここまでは、50のF I S I Mへの需要合計は供給と釣り合っている。しかし、その計算は完全ではない。非金融法人企業(18)と金融機関(0)と家計(0)の中間消費は、計算されるべき付加価値の額から控除する。しかしながら、一般政府と対家計非営利団体は非市場生産者であり、その産出は費用で評価するのだから、その中間消費はその産出額を増加させ、またその最終消費支出額を同じ額(対家計非営利団体の3と一般政府の6)だけ増加させる。表A.Ⅲ.1の第4の最終の部分、F I S I Mの配分から生じる支出の帰属を示す。以下に改めて示す。

	F I S I Mの配分	非市場生産者への影響	合計
F I S I Mの産出	48		48
一般政府の産出		6	6
対家計非営利団体の産出		3	3
輸入	2		2
供給合計	50	9	59
<b>中間消費</b>			
非金融法人企業	18		18
金融機関	0		0
一般政府	6		6
家計	0		0
対家計非営利団体	3		3
<b>最終消費支出</b>			
一般政府		6	6
家計	19		19
対家計非営利団体		3	3
輸出	4		4
需要合計	50	9	59